

○飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱

令和5年1月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。）に基づき飯田市が交付対象者に飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和45年飯田市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、国要綱で用いる用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 飯田市川路地区並びに飯田市内小学校及び中学校をいう。
- (2) 民生部門 国が行う総合エネルギー統計における家庭部門及び企業・事務所他部門のうち業務他（第三次産業）をいう。
- (3) リース契約 対価を得て太陽光発電設備又は蓄電システムを使用させる契約であって、本契約が満了する際に当該設備の所有権が当該設備の利用者に移転することが約されたものであり、かつ、使用期間の開始の日以後又は使用期間の開始の日から一定期間を経過した後に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいう。
- (4) 再生可能エネルギー源 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条各号に掲げるものをいう。
- (5) ZEH 国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業の対象となる住宅をいう。
- (6) ZEH+ 国が行う次世代ZEH+実証事業の対象となる住宅をいう。
- (7) 薪ストーブ 薪を燃料に使用するストーブをいう。
- (8) オンサイトPPA 事業者が電力の需要家が有する建物又は当該建物の隣接地等に発電設備を設置し、当該発電設備の運用及び保守を行うことに対し、当該発電設備に係る電力の需要家が料金を支払うことを約する電力需給契約の形態をいう。
- (9) オフサイトPPA 事業者が電力の需要場所から離れた土地、建物等に発電設備を設置し、当該発電設備の運用及び保守を行うことに対し、当該発電設備に係る電力の需要家が料金を支払うことを約する電力需給契約の形態をいう。
- (10) V2H 電気自動車等に搭載される蓄電池に蓄えられる電気を住宅等において利用するための充放電設備をいう。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表に定める対象事業の区分に応じ、それぞれ同表に定める者とする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、交付対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には補助金を交付しない。

- (1) 納付すべき市税を納付していない者（納付すべき市税を納付していることを市長が定める方法により確認することができなかった場合において、市税の滞納がないことを証明する書

類として市長が定めるものを市長が定める期間内に提出しなかった者を含む。)

(2) 飯田市暴力団排除条例（平成23年飯田市条例第34号）第2条第2号の暴力団員又は同条例第6条第1項の暴力団関係者

(3) 対象事業の実施に当たり、関係法令の規定に違反しているものと認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、国要綱における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付要件を満たさないものと認められる者

3 補助金の交付は、対象者が行う対象事業ごと1回に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定める対象事業の区分に応じ、それぞれ同表に定めるものとする。

2 国、県、飯田市及び飯田市以外の地方自治体の他の補助金等（補助金に重ねて交付することを認められているものに限る。）を対象経費の一部に充当しようとする場合は、当該補助金等の額を控除する前の額を対象経費として補助金の額を算出する。

3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、特に必要と認めるときは、対象事業の補助率等にかかわらず、交付する補助金等の額を減じることができる。

（交付の申請）

第6条 規則第3条に規定する申請は、市長が別に定める飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）及び市長が必要と認める附属書類（以下これらを「申請書等」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、次条による交付の決定の前に事業着手することができない。ただし、あらかじめ市長が別に定めるところにより届け出て、市長の承認を受けた場合は、次条による交付の決定の前に事業着手することができる。

3 申請書等の受付は、飯田市市民協働環境部ゼロカーボンシティ推進課において行うものとする。

4 申請書等の提出を市長が受け付ける期間は、毎年、市長が定める。

5 申請書は、市税の納税の状況調査の同意書を兼ねるものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書等に記載された事項の審査及び必要に応じて行う現地の調査等の結果に基づき、補助金の交付の可否及び補助の対象と認める費用の額を決定する。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条の決定に条件を付すことができる。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた後において、申請書等に記載された内容に変更が生じた場合には、書面により申し出て、市長の承認を受けなければならない。

（設置状況等の確認）

第9条 市長は、補助金を適正に交付するために必要と認めるときは、申請書等に記載された施設、設備等の状況を確認するものとする。

2 市長は、交付対象者が補助金の交付の対象となる施設、設備等を所有する期間中、その状況について、交付対象者の同意に基づきこれを確認することができる。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による報告は、市長が別に定める様式及び必要書類を、交付決定者が市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による書類の提出は、補助金の交付の対象となる事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該事業の実施日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(額の確定)

第11条 第7条第1項の規定による交付の決定をするときに行う規則第6条の規定による通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 申請書は、補助金の交付の請求書を兼ねるものとする。

2 規則第13条の規定による額の確定をしたときは、申請書に記載された事項により補助金の請求があったものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条第2項の請求があったときは、申請書に記載された指定の金融機関の口座に振り込む方法により、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が規則第15条各号の規定に該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じられた交付決定者は、市長にこれを返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

前文（令和5年1月31日）

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱を次のように定め、令和4年度の事業から適用する。なお、この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該効力を失う日以前にこの要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた者に対する補助金の交付の条件は、なおその効力を有する。

一部改正附則（令和5年5月12日）

令和5年度の事業から適用する。

一部改正附則（令和6年4月9日）

令和6年度の事業から適用する。

一部改正附則（令和7年6月1日）

令和7年度の事業から適用する。

(別表)

対象事業	対象者	対象経費	条件等	補助率等
地域マイクログリッド構築事業	脱炭素先行地域計画共同提案者	脱炭素先行地域における既存配電システムを活用した地域マイクログリッドの構築に係るエネルギーマネジメントシステムの構築に要する費用	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号。以下「国要領」という。）別紙1 2イ(ウ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	対象経費の3分の2
太陽光発電設備設置補助事業	民生部門の電力使用に伴う二酸化炭素排出量削減のため、脱炭素先行地域（小中学校を除く。）内に電力の自家消費を目的とした太陽光発電設備を設置しようとする者	太陽光発電設備の設置に要する費用（リース契約に係るものを含む。）	国要領別紙1 2ア(ア)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	対象経費の3分の2。ただし、1kW当たりの対象経費につき30万円を上限とする。
蓄電システム設置補助事業	民生部門の電力使用に伴う二酸化炭素排出量削減のため、脱炭素先行地域（小中学校を除く。）内に再生可能エネルギー源により発電される電気の蓄電を目的とした蓄電池を設置しようとする者	蓄電池の設置に要する費用（リース契約に係るものを含む。）	国要領別紙1 2イ(エ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	対象経費の3分の2。ただし、1kWh当たりの対象経費につき30万円を上限とする。
ZEH建築促進事業	脱炭素先行地域（小中学校を除く。）内にZEH又はZEH+を建築しようとする者	ZEH又はZEH+の建築に要する費用	国要領別紙1 2ウ(ウ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	ZEH 55万円／戸 ZEH+ 100万円／戸
薪ストーブ導入促進事業	脱炭素先行地域（小中学校を除く。）内に自己所有の薪ストーブを設置しようとする者	薪ストーブの設置に要する費用	国要領別紙1 2ア(ウ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	対象経費の3分の2。ただし、80万円を上限とする。
オンサイトPPPA太陽光発電設備設置補	脱炭素先行地域内において、他者が所有する建物又は土地に	オンサイトPPPA用太陽光発電設備の設置に要	国要領別紙1 2ア(ア)に定める交付要件及	対象経費の3分の2。ただし、1kW当たりの

助事業	太陽光発電設備を設置し、オンサイトP P A事業を行おうとする者	する経費	び市長が別に定める条件による。	対象経費につき30万円を上限とする。
オンサイトP P A蓄電システム設置補助事業	脱炭素先行地域内において、オンサイトP P A事業のため必要となる蓄電池を設置しようとする者	オンサイトP P A用蓄電池の設置に要する経費	国要領別紙12イ(エ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	対象経費の3分の2。対象経費の3分の2。ただし、1kWh当たりの対象経費につき30万円を上限とする。
オフサイトP P A太陽光発電設備設置補助事業	脱炭素先行地域内において、他者が所有する建物又は土地に太陽光発電設備を設置し、オフサイトP P A事業を行おうとする者	オフサイトP P A用太陽光発電設備の設置に要する経費	国要領別紙12ア(ア)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	対象経費の3分の2
既存住宅断熱改修促進事業	脱炭素先行地域（小中学校を除く。）内において、自己が所有する既存住宅（戸建住宅又は集合住宅）の断熱改修を行おうとする者	既存住宅（戸建住宅又は集合住宅）の断熱改修に要する経費	国要領別紙12ウ(ウ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	対象経費の3分の2。ただし、戸建て住宅1戸当たり120万円、集合住宅1戸ごとに15万円を上限とする（このうち玄関ドアは戸建住宅1戸当たり5万円、集合住宅1戸ごとに3万円を上限とする。）。
地域P P Aコンソーシアム補助事業	地域P P Aコンソーシアムを構成する者又はその代表者	地域P P Aコンソーシアムの創設及び事業実施に要する経費	国要領別紙12エ(エ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	対象経費の全額
電気自動車等導入促進事業	脱炭素先行地域（小中学校を除く。）内において、自己が所有する車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の購入を行おうとする者	車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の購入に要する経費	国要領別紙12イ(カ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車蓄電容量×1/2×4万円/キロワットアワー。ただし、経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下「C E V 補助金」という。）

				の銘柄ごとの補助金交付額を上限とする。 燃料電池自動車 C E V補助金の 銘柄ごとの補助 金交付額
V 2 H導入促進事業	脱炭素先行地域（小中学校を除く。）内において、自己が所有する建物にV 2 H充放電設備を設置しようとする者	V 2 H充放電設備の設置に要する経費	国要領別紙 12イ(キ)に定める交付要件及び市長が別に定める条件による。	対象経費の3分の2。ただし、100万円を上限とする。